

平成30年 4月13日



担当課	予防課
担当者	中芝・小橋・栩野
電話	(073) 427-0119
内線	8343

## 「たき火火災により負傷者連続発生」

畑で枯草を焼却処分（たき火）中、周囲に燃え広がる火災が2日連続発生し、2名が火傷を負いました。

- 1 発生日      A：平成30年4月12日（木）      1件（その他の火災）  
                  B：平成30年4月13日（金）      1件（その他の火災）

- 2 場 所      和歌山市内の畑（A・B）

### 3 概要

A：畑において枯草を焼却していたところ、風にあおられ周囲に拡大、枯草50平方メートル焼損し、たき火行為者が消火しようとした際衣類に着火、負傷したものの。

B：畑において枯草を焼却していたところ、風にあおられ周囲に拡大、枯草660平方メートル焼損し、たき火行為者が消火しようとした際、負傷したものの。

- 4 負傷者      A：65歳（女性）      両下肢熱傷      重症  
                  B：93歳（男性）      顔面、下肢熱傷      軽症

### 5 予防対策

別紙のようにホームページ等で注意喚起してます。

### 6 その他

消防局では、本日から1週間、消防車両によりたき火火災の防止啓発を市内全域において実施します。（消防車両による防火啓発広報の実施）

## たき火をするときの注意事項

野外焼却の禁止の例外に該当する場合において、廃棄物を焼却する時には、火災にならないように以下の項目を守ってください。

- 風の強い時や乾燥している時を避けて行ってください。焼却の途中で風が強くなってきたら中止してください。
- 焼却は、燃え移る可能性のある周囲の枯草を刈り取ってから行ってください。
- たき火をするときには十分な消火用水を準備し、たき火が終わった後には再び燃え出さないよう、完全に消火をしてください。
- 周辺地域の住民に迷惑を与えないよう、一度にたくさん焼却せずに、少量ずつ焼却してください。
- 焼却中は目を離さずにしっかりと監視をしてください。火をつけたままその場を離れることは絶対にしないでください。
- 一般ごみとして出せる廃棄物は、市指定のごみ袋に入れて、少量ずつ地区ごとの収集日に出すようにしてください。

## 届出について

たき火をされる前には、和歌山市火災予防条例第56条に基づき、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出（以下「たき火届」という。）を近くの消防署に連絡（口頭）してください。

なお、たき火届を受理することは、廃棄物の焼却を承認するものではありません。

また、火災の通報があれば、たき火届がなされている場合でも、消防隊は出動します。